

会議名称	令和3年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録													
日時	書面会議により開催〔議決日〕令和3年4月19日（月）													
場所	書面会議により開催													
出席者	委員	〔書面表決書等の提出委員〕 佐藤会長、阿部委員、井口委員、石川委員、井上委員、桐野委員、柴田委員、 庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、 松浦委員、松本委員、山本委員、浅見委員、加藤委員、細川委員、水町委員												
	実施機関	〔回答担当課〕 梅澤産業振興センター次長												
	事務局	手島情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長												
配布資料	令和3年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項													
【会議内容】 報告・諮問事項														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>件名</th> <th>審議結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告第1号</td> <td>プレミアム付商品券に関する業務の登録について（追加）</td> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>諮問第1号</td> <td>プレミアム付商品券に関する業務の外部委託について（新規）</td> <td>決 定</td> </tr> <tr> <td>諮問第2号</td> <td>プレミアム付商品券に関する業務の外部結合について（追加・変更）</td> <td>決 定</td> </tr> </tbody> </table>			番号	件名	審議結果	報告第1号	プレミアム付商品券に関する業務の登録について（追加）	報告了承	諮問第1号	プレミアム付商品券に関する業務の外部委託について（新規）	決 定	諮問第2号	プレミアム付商品券に関する業務の外部結合について（追加・変更）	決 定
番号	件名	審議結果												
報告第1号	プレミアム付商品券に関する業務の登録について（追加）	報告了承												
諮問第1号	プレミアム付商品券に関する業務の外部委託について（新規）	決 定												
諮問第2号	プレミアム付商品券に関する業務の外部結合について（追加・変更）	決 定												

報告第1号、諮問第1号・第2号

【 質 問 】	
委員	<p>いただいた資料を拝見すると再委託先の業務は、専ら引換券を持参した区民に対し、引換券と交換で紙の商品券を交付するということのようにですが、このような業務をなす再委託先に対しては、どの程度の個人情報提供されるのでしょうか。</p> <p>外部委託記録票を見る限りでは、一次的な委託先と区別はなく、委託に係る個人情報の項目に記載の個人情報は全て再委託先にも開示できるように読めますが、いかがでしょうか。</p> <p>もし、そうだとすれば、再委託先に開示する個人情報は必要以上のものであり、広範にすぎるのではないかと考えます。</p>
産業振興センター次長	<p>再委託先の業務は、委託に係る個人情報の項目のうち、氏名、住所が記載された引換券を回収し、委託先へ引き渡すものです。</p>
委員	<p>今回の購入希望のデータの保存期限、廃棄時期はいつですか。デジタルの申込み、申込みはがきのデータです。</p>
産業振興センター次長	<p>商品券の購入申込データは、委託業務終了後の令和3年12月末までに廃棄する考えです。</p>
委員	<p>どこの誰が、いくら希望しているといった購入希望データの漏えいを防止すべきと考えます。</p> <p>当選通知兼引換券は、保護シールを貼っていますか。封書であれば結構です。ご放念下さい。</p>
産業振興センター次長	<p>当選通知兼引換券は、ご指摘の購入希望データが見えないように圧着はがき等を利用する考えです。</p>
委員	<p>商品券引換店の担当者に、守秘義務をどのように課しますか。再委託時の契約書に明記ではダメです。そんなのは画餅なので具体的にご説明願います。</p>
産業振興センター次長	<p>再委託先においても、委託先と同様に、個人情報の管理責任者及び施錠管理ができる保管場所等を定めるほか、個人情報を取り扱う従業員を最小限にするとともに、保管場所以外へ持ち出さないよう徹底を図ります。</p>
委員	<p>引換店は、郵便局など、準公的機関が望ましいですがいかがか。</p>
産業振興センター次長	<p>商品券の販売場所は、区としてもご指摘の方向性で委託事業者と調整していく考えです。</p>
委員	<p>あくまでも、紙、デジタルの2本ですか。</p> <p>紙の商品券に個人情報を載せて、番号の割り振りを検索すれば個人情報に行きつくのは、危ないのではないか。載せてはいないでしょうけど。商品券に番号を割り振っていますよね。</p>
産業振興センター次長	<p>商品券は、デジタルに加え、いわゆるデジタル弱者に配慮する観点から、紙媒体を加えた2種類で発行します。また、いずれの商品券も個人情報は記載しません。なお、紙媒体の商品券には発行番号を記載しますが、個人情報と結び付くものではありません。</p>
委員	<p>2ページの個人情報登録票の個人情報の記録の内容について、「在留資格・在留期間」、「住所等異動状況」、「収入の状況」、「税額等の状況」、「取引の状況」、「家族構成」、「扶養の状況」、「施設入所の状況」、「生活保護等の受給状況」、「DV保護の状況」、「被災の状況」、「問合せ内容」、「申請状況」、「通知状況」、「口座」、「高齢者虐待の状況」、「障害者虐待の状況」、「事業の状況」の項目はどのような情報が記録されるのか。また、記録した内容をどのように利用するのか。それぞれの項目について説明を求めます。</p>

産業振興センター 次長	<p>個人情報の記録の内容のうち、今回の事業で取り扱う項目は、「取引の状況」、「問合せ内容」、「申請状況」、「通知状況」、「口座」、「事業の状況」となります。</p> <p>「取引の状況」は、商品券が利用された店舗名、日時及び金額を記録し、店舗への入金に利用します。</p> <p>「問合せ内容」は、コールセンターにおける、個人及び店舗からの問合せ内容を記録し、統計データの作成に利用します。</p> <p>「申請状況」は、商品券の購入申込情報及び取扱店舗の申込情報を記録し、商品券の販売及び取扱店舗の登録に利用します。</p> <p>「通知状況」は、商品券の当選情報を記録し、当選通知兼引換券の送付に利用します。</p> <p>「口座」は、取扱店舗の口座情報を記録し、取扱店舗への入金に利用します。</p> <p>「事業の状況」は、取扱店舗の業種を記録し、商品券の取扱店舗一覧の掲載に利用します。</p>
委員	個人情報の記録の内容に記録される項目のうち、委託事業者の従事者が目にする可能性がある項目はどれか。
産業振興センター 次長	「取引の状況」、「問合せ内容」、「申請状況」、「通知状況」、「口座」、「事業の状況」となります。
委員	区と委託事業者の情報の授受について、参考資料2の事業フロー図では、区からA委託事業者、E委託事業者には「委託」の矢印しかなく、区から両委託事業者への情報提供等の業務が無いが、委託事業者は購入申込ページ・はがきに記載された氏名・住所を、何の情報と比較して実在する人物と特定するのか。
産業振興センター 次長	<p>A委託事業者に区から個人情報を提供することはありません。商品券の購入申込については、申込者が入力した氏名、住所等に基づき受付を行うため、他の情報と比較することはありません。</p> <p>また、E委託事業者についても、区から情報提供を行うことはなく、E委託事業者が作成した区内店舗の情報に基づき、取扱店舗の募集に関する案内を送付する予定です。</p>
委員	4ページの外部委託記録票の委託先との授受の方法は閲覧、文書、磁気媒体とあるが、それぞれの授受について具体的にどのように行うのか説明を求めます。
産業振興センター 次長	文書及びCD-R又はDVD-Rに情報を格納した磁気媒体を委託先から直接手渡しにより受け取ります。また、今回の事業において、閲覧による授受はありません。
委員	4ページの外部委託記録票の再委託について、再委託された事業者の受持者が目にする可能性がある個人情報の項目は。
産業振興センター 次長	再委託先は、氏名、住所が記載された引換券を回収する業務を担いません。
委員	利用できる店舗数約1,500店は全体の何%位なのですか。
産業振興センター 次長	利用できる店舗の想定数約1,500店は、区内の小売業及び飲食サービス業総数の約25%となりますが、より多くの店舗で利用することができるよう取り組んでいきます。
【 意 見 】	
委員	再委託先に不必要な個人情報が提供されないように委託先を指導下さい。
委員	購入者の個人情報が、守られていると思います。
委員	紙をいっその事廃止し、デジタルに一本化の方が業務遂行上管理しやすいのではないか。 また、これを機に杉並区民のデジタル化を進め、次の地域応援券発行業務

	<p>などスムーズに移行していける流れを作ってみても良いと思います。</p>
委員	<p>委託事業者、再委託事業者において、個人情報の漏えいがないよう、また知り得た情報を雑談などに不用意に使用することがないよう、慎重に慎重を重ねての対応を求めます。</p> <p>販売場所を準公的機関での取扱いとすることについて理解しました。</p>
委員	<p>ネット、デジタル弱者等を考慮し、今後はハガキ、デジタルの発行割合を半々にして頂きたい。</p>
委員	<p>東京都生活応援事業を活用し、区民生活を応援することはこの時期大切に、諮問第1号、第2号共に賛成します。</p> <p>ただし、区内商店等を幅広く支えるというのであれば、事業者決定契約締結前に取扱店舗の参加動向を調べ、相応の店舗数の参加が見込めるので諮問したいとすべきであろう。</p>
【議決の結果】	<p>書面表決書の提出委員の過半数の賛成（21名の賛成）により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。</p>